

平成29年12月4日

国土交通省中部地方整備局

技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会を開催 ～中部地方整備局で初の取り組み～

- 現在、国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価落札方式が適用され、設計の実施後に、それに基づく工事の積算と予定価格の作成が行われたうえで、工事が調達されています。
- しかしながら、近年では都市部での狭隘な空間での工事や重要な幹線道路で通行止めが許されない状況での実施が求められる修繕工事等、これまでにない厳しい条件下で高度な技術が必要とされる工事が増加しており、従来の方式のみでは効率的で効果的な調達が困難となってきました。
- このような背景のもと、平成26年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」が新たに規定されました。
- 中部地方整備局では、今後発注を予定している『1号清水立体八坂高架橋工事』において、中部地方整備局で初めて「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」による調達方式を適用します。
- つきましては、下記のとおり、建設企業を対象とした事前説明会を行いますので、お知らせします。

○工事概要

- ・ 工 事 名 : 1号清水立体八坂高架橋工事・1号清水立体八坂高架橋工事に係る技術協力業務
- ・ 参加資格要件 : 想定している競争参加資格 「鋼橋上部工事」

○技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会

- 日時 : 平成29年12月12日(火) 13:30～14:30
- 場所 : 桜華会館 梅の間
- 取材 : 当説明会は公開で行います

1. 資料 資料1 技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会(お知らせ)
資料2 技術提案交渉方式(技術協力・施工タイプ)
2. 配布先 中部地方整備局記者クラブ
3. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局
企画部 技術管理課 課長 加藤 豊

TEL : 052-953-8131 FAX : 052-953-8294

技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会 (お知らせ)

今後発注を予定している『1号清水立体八坂高架橋工事』において、中部地方整備局で初めて「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」による調達方式を適用します。つきましては、下記のとおり、建設企業を対象とした事前説明会を行いますので、お知らせします。なお、報道関係者におかれましても、同様に以下まで申し込みをお願いします。

記

開催日時 平成29年12月12日（火） 13：30～14：30（受付開始： 13：00）

説明内容 ・技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）により工事発注に関する内容
・その他情報提供 等

開催場所 桜華会館 梅の間（名古屋市中区三の丸一丁目7番2号）
名城線 「市役所駅」5番出口より徒歩7～8分程度
桜通線 「丸の内駅」4番出口より徒歩15分程度
鶴舞線 「丸の内駅」1番出口より徒歩10分程度
※公共交通機関をご利用ください。

定員 40名程度（先着申込み順）

申込み方法 ・「会社名・所属」「参加希望者の氏名」「連絡先の電話番号」「所属している協会名等（所属している場合）」を記入の上、電子メールにてお申し込み願います。
・会場の都合により、各社1名でお願いします。

(例) (株)〇〇建設〇〇部、建設太郎、052-***-****、〇〇協会

申込み先 cbr-kensyu@mlit.go.jp

- ・電話による申し込みはできません。
- ・メール標題には「技術提案・交渉方式による工事発注説明会」と記載願います。
- ・受付確認メールを当方より返信いたします。送付後3日以内に受付確認メールが届かない場合は、お手数ですが電話にてご確認下さい。

申込み期限 平成29年12月7日（木） 16：00
※申込み期限以降の受付は一切いたしません。

その他 ・当日の受付は、名刺をいただきますので予めご準備をお願いします
・当日配布予定の説明資料は、説明会終了後、中部地方整備局ホームページにて掲載する予定です。
・本説明会はCPDS対象ではありません。

【問合せ先】

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課
TEL 052（953）8131

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号
平成26年6月4日最終改正

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

